

# 垂水区青少年育成協議会活動補助金交付要綱

令和2年3月26日

垂水区長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、垂水区が、青少年育成協議会活動支援要綱（令和2年3月9日こども家庭局長決定、以下「活動支援要綱」という。）第4条第2項により登録が決定した青少年育成協議会の活動の促進・発展をはかり、地域における青少年の健全育成活動を支援するため、その事業実施に必要な経費の一部を補助するために必要な内容を定めることを目的とする。

2 補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年4月1日神戸市規則第38号）および活動支援要綱の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

3 補助金の手続については、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成28年3月24日市長決定、以下「補助金交付要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助金の額)

第2条 青少年育成協議会活動支援要綱第6条第2項において別に定めることとされている補助金の額については、以下のとおりとする。

補助金の種類	補助対象経費	補助金の額（上限）
活動補助金	活動支援要綱第8条第1項各号に定める活動にかかる経費。ただし、補助金交付要綱第6条第1号から第5号に掲げる経費を除く。	130,000円
特別活動補助金	青少年の健全育成に必要と認められる先駆的な取り組みで、活動支援要綱第8条第1項各号に定める活動にかかる経費。ただし、補助金交付要綱第6条第1号から第5号に掲げる経費を除く。	15,000円

## (様式)

第3条 第2条に定める特別活動補助金の申請等の様式は活動補助金の様式を準用し、以下の各号とする。

- (1) 特別活動補助金交付申請書（様式第4号-2）
- (2) 特別活動補助金交付決定通知書（様式第5号-2）
- (3) 特別活動補助金交付請求書（様式第6号-2）
- (4) 特別活動補助金実績報告書（様式第7号-2）
- (5) 特別活動補助金交付額確定通知書（様式第8号-2）

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。